

独立行政法人海技教育機構 第 4 期中期目標

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

四面を海に囲まれた我が国において、外航海運は輸出入貨物の 99.6%（2019 年、トン数ベース）の輸送を占めており、この海上貿易量のうち 63.1%の輸送を日本商船隊が担っている。中でも、日本籍船は、我が国の管轄権が公海にて排他的におよび、非常時に国民生活を維持するための物資輸送を担うという点において、我が国の経済安全保障の中核を担っている。一方、内航海運は国内貨物の約 4 割、産業基礎物資の約 8 割（いずれも 2018 年度、トンキロベース）の輸送を担うとともに、国内海上輸送は年間約 9 千万人が利用するなど、海運業は我が国の経済、国民生活にとって大きな役割を果たしている。また、昨今の災害時には緊急輸送等により陸上輸送の代替機能を存分に発揮し、その重要性が改めて認識されているほか、トラック運転手不足等の中、モーダルシフトの受け皿として重要な役割を担っている。こうした海運の安定輸送は、高度な船舶運航技術を持つ船員はもとより、船員の経験を有し、陸上で活躍する海技者や、船舶交通の難所において、船舶を安全に導く水先人に支えられており、これら海洋立国日本の要となる海事人材の確保・育成は極めて重要である。

このことは、「海洋基本法」（平成19年法律第33号）第20条において、「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるもの」とされており、国土交通省では、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることを施策目標として掲げ、船員養成事業もその一翼を担うものとして位置付けている。

このような中、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、その政策実施機能の強化を図るべく、平成28年4月に海技教育機構と航海訓練所を統合し、全国に海上技術学校4校、海上技術短期大学校3校及び海技大学校と5隻の大型練習船を擁する我が国最大の船員養成機関として海技教育機構（以下「機構」という。）を設立した。

機構は、船員養成のための学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施する船員養成機関として、新人船員を養成するとともに、船員に対する実務訓練を実施し、船舶の運航に関する高度な学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施している。また、機構の学生・生徒のほか、文部科学省所管の船員養成機関である商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校の学生に対し、大型練習船による航海訓練を実施し、海技免許の取得に必要な乗船履歴を付与している。これらにより、船員教育に係る高い専門性と海運業への高い就

職実績を有し、業界のニーズを踏まえた多様な講習の実施や国際条約に求められる技能取得講習の実施など、国の船員政策に大きく貢献している。今後、機構は我が国の基幹的な船員養成機関として、海運業界、船員養成機関である商船系大学及び商船系高等専門学校等、行政を含め関係機関と緊密に連携し船員養成を実施するとともに、我が国の将来に向け、海事国際機関や諸外国の船員養成機関との協調と連携を図り、世界の海事産業の発展に貢献することが求められている。

平成28年度の統合以降、機構は船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう、関係機関との連携・協力を強化するとともに、「内航未来創造プラン」（平成29年6月）で示された船員養成数の拡大や新たな教育・訓練の導入に応えるため、自己収入の拡大や、学校と練習船のリソースの一体的運用等による座学と航海訓練の一体的実施に向けた取組を行い、教育内容の高度化に向けた措置を講じているが、それを担う教員が不足しているとの課題を抱えている。そのためには、魅力と活力のある職場環境の整備により、適切な教員の確保が急務である。

第4期中期目標期間においては、機構を取り巻く環境の変化等に対応するため、「内航未来創造プラン」（平成29年6月）、「予算執行調査」（平成29年6月）及び「船員養成の改革に関する検討会とりまとめ」（令和3年2月）において示された、養成定員の段階的な拡大、学校の体制、自己収入の拡大、教育内容の高度化、練習船への多科・多人数配乗緩和等に対する検討を行い、適切に実施していく。

内航船員の近年の状況については、高齢者が占める割合は依然大きいとはいえ、全体の年齢構成を見れば、若年層が増加し、若返りが進んでいるといえる。令和元年度の内航の新規就業者数は962名、直近3年間は900名を超えている。平成22年度は514名で、その後、右肩上がりが増えてきている。新規就業者の船員養成機関の内訳を見れば、平成22年度は286名で機構が6割弱を占めていたが、令和元年度では331名と絶対数は増えているものの割合としては約3割まで低下している。水産・海洋高校が350名で機構を上回り、商船系高専から97名、民間六級海技士も年々伸び130名に達している。このように若年船員の供給源はこの10年で構造が大幅に変化しており、船員養成については機構のみならず、文部科学省等を含め全体として進めていく必要がある。

また、新人内航船員の定着率は緩やかに悪化しており、折角の新規就業者増加の効果が一部損なわれている。このような状況の下、機構は、中堅・大手船社の船上基幹職員を育成する場を提供する重要な役割を担う。船舶のデジタル化などの環境変化に対応しつつ、船員として働くための意義・喜びを感じられる船上基幹職員を育てなければならない。そのために教育内容を高度化し、条約改正対応や技術革新に対応した知識・技能を習得させるなど、教育の「量」だけでなく「質」にこだわり、その向上を目指す必要がある。

内航及び外航の慢性的な船員不足に対しては、引き続き安定的に船員養成を進めるとともに、外航船員については、一般大学卒業者が資格取得可能な体制等、リソースを広げた船員育成が必要である。

機構は、安定的かつ持続的に船員養成等を進めていくために、令和2年から拡大している新型コロナウイルス感染症に対し、適切な対策を講じその影響を見極めながら取り組んでいくことが求められている。

さらに「Society5.0」の実現に向けた取組として、第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）や「未来投資戦略2018」（平成30年6月閣議決定）において示されている自動運航船の実現に向けて、機構の人的・物的リソースを活用し、基盤研究に取り組む。

（別添1）政策体系図

（別添2）法人の使命等と目標の関係

第2 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和4年3月2日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の1. 海技教育の実施、2. 研究の実施、3. 成果の普及・活用促進の3つとする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下のとおり各業務を遂行する。

1. 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）第11条第1項第1号に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」（新人船員養成）及び「船員に対する教育」（実務教育）を実施する。

また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、人口減少社会の中で船員の安定的・効果的な確保・育成が求められていることを踏まえ、国際条約に的確に対応するとともに、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界のニーズを反映した海技教育の見直し及び練習船や学校施設運用の効率化に向けた取組を進める。

また、海技教育に関し持続可能な取組を進め、引き続き船員の安定的・効果的な確保・育成を推進していく。

（1）新人船員養成

① 内航船員養成

(a) 養成定員と養成課程

内航船員養成事業においては、四級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、内航船員の主な供給を担っている四級海技士養成課程については、期首の定員を400名とする。

内航新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果等を踏まえ、期間中、拡大に向けて定員を見直すものとする。

(b) 課程の再編

海上技術学校（以下「海技学校」という。）及び海上技術短期大学校（以下「海技短大」という。）で行っている四級海技士養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ、海技短大への重点化や一部航海・機関の両用教育を残すことを含め、両用教育から航海・機関それぞれの専科教育等へ段階的に移行を進める。

(c) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上や資質の涵養に資する教育訓練、練習船の多科・多人数配乗の解消のため、陸上での代替訓練を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。

また、前中期目標期間から取り組んでいる座学教育と航海訓練の一体的実施について、実施効果を検証し更に推進する。

(d) 航海訓練

航海訓練においては、航海訓練環境の改善を行い、海技学校の短大化等の改革に対応した配乗計画を策定する。

また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。

【指標】

- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。
（前中期目標期間実績*：海技学校97%、海技短大99%）
- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の合格率については、期間中の各年度とも航海または機関のいずれかに95%以上合格することを目指す。
（前中期目標期間実績*：99%）
- ・ 期間中における航海・機関の両方の合格率は、期間中の各年度とも海技学校は85%以上、

海技短大は95%以上とする。

(前中期目標期間実績*：海技学校87%、海技短大97%)

* 前中期目標期間実績：平成28年度から令和元年度までの平均値

<指標の考え方>

- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海事関連企業への就職率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上の高い水準であることから、実績や海運業界の景気等の外部要因の影響を考慮し、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 四級海技士養成課程（海技学校及び海技短大）における海技士国家試験の航海または機関のいずれかの合格率については、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 四級海技士養成課程（海技学校）における海技士国家試験の航海・機関両方の合格率については、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 四級海技士養成課程（海技短大）における海技士国家試験の航海・機関両方の合格率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上という高い水準であることから、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

- ・ 「船員養成の改革に関する検討会」において、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとしており、上記「（1）新人船員養成」は、その達成に向けた重要な要素であるため。
- ・ 特に、海事関連企業への就職率について、我が国の内航海運では十分な数の若年船員を育成することが必要であり、機構は内航新人船員の重要な供給源であり、主要な役割を果たしているため。
- ・ 求人状況は海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を大きく受ける。売り手市場が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は予想が困難である。機構は、安定的・持続的に船員を供給するのが使命であることから、重要度は高い。

【困難度：高】

- ・ 海事関連企業への就職率は、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を受けるため。
- ・ 内航船社へ就職する生徒・学生に対するきめ細かな就職指導と、学校職員による企業訪問の継続的な実施や求人開拓が必要であるため。

- ・海技士国家試験の合格率は、機構のパフォーマンスを最大限に引き出し、学力に応じたきめ細かい個別指導や教材の作成、練習船における試験指導などの努力を継続しなければ、達成できない目標として設定しているため。

② 外航船員養成

(a) 養成定員と養成課程

外航船員養成事業においては、三級海技士の新人船員の養成を行うものとする。

また、三級海技士養成定員及び養成課程については、「船員養成の改革に関する検討会」の結果や業界ニーズを踏まえ入学対象要件を見直し、更に幅広いリソースから人材確保が可能となる課程の拡充について検討を行う。

(b) 海運業界のニーズを踏まえた教育内容の高度化等

国際条約改正や技術革新に対応した教育内容の高度化に取り組む。併せて、海運業界が強く求める船員に不可欠とされる安全意識の向上、資質の涵養、機器運転操作や整備の反復を取り入れた教育訓練及び訓練環境の充実を図る。

(c) 航海訓練

学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施する。

航海訓練においては、航海訓練環境の改善を推進する検討を行い、配乗計画を策定する。

また、国際条約の改正等に的確に対応し、関係機関と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。

【指標】

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率は、期間中の各年度とも95%以上とする。

（前中期目標期間実績*：海上技術コース100%）

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率は、期間中の各年度とも95%以上とする。

（前中期目標期間実績*：海上技術コース98%）

* 前中期目標期間実績：平成28年度から令和元年度までの平均値

<指標の考え方>

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海事関連企業への就職率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上という高い水準であることから、実績や海運業界の景気等の外部要因の影響を考慮し、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

- ・三級海技士養成課程（海上技術コース）における海技士国家試験の合格率については、前中期目標期間の実績平均値が95%以上という高い水準であることから、同水準を引き続き維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

- ・「船員養成の改革に関する検討会」において、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとしており、上記「（1）新人船員養成」は、その達成に向けた重要な要素であるため。
- ・求人状況は海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を大きく受ける。売り手市場が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は予想が困難である。機構は、安定的・持続的に船員を供給するのが使命であることから、重要度は高い。

【困難度：高】

- ・海事関連企業への就職率は、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動するなど、外部要因の影響を受けるため。
- ・海技士国家試験の合格率は、機構のパフォーマンスを最大限に引き出し、学力に応じたきめ細かい個別指導や教材の作成、練習船における試験指導などの努力を継続しなければ達成できない目標として設定しているため。

（2）実務教育

海技免許を取得するために必要な講習以外の講習等について見直しを行い、業界のニーズに適した講習を実施できるよう合理化を図る。また、業界のニーズを取り入れながら既存講習の改善を図るとともに、時代に合った新たな要望に基づく講習の新規開講に取り組む。

水先人の養成については、引き続き安定的な確保に努め、その教育の実施に際しては、これまでに培ったノウハウを有効活用し、受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、更なる内容の充実を図る。

【指標】

- ・講習受講者に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。
- ・水先人教育における国家試験の合格率は、期間中の各年度とも90%以上とする。
(新規設定)

<指標の考え方>

- ・水先人教育における指標は、質の向上を目的とした定性的指標であったが、新たに定量

的指標として設定する。新規一級～三級や、進級一級～二級など様々なレベルが混在することや、合格率算出の基となる受講者数が僅少であることを考慮した。各年度の実績値（89%以上）以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。

2. 研究の実施

機構法第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。

研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育・訓練の質の向上に反映し、船舶運航の安全に寄与すること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

また、研究成果を社会、船員教育機関や海運業界等に還元し活用するため、業界のニーズを踏まえた研究活動を促進し、海技教育及び船舶運航の質の向上を図り、研究成果の活用と普及の観点から評価できる仕組みを令和3年度中に構築する。

機構は、政府が進めるSociety5.0の実現に向け、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、自動運航船の実用化を支えるための研究や、海事局が進める船のゼロエミッション化の実現を支えるための検討を行う。

(1) 研究活動の活性化

教育・訓練業務と調和のとれた研究体制への見直しを図る。新たな研究体制の下、海技教育や船舶運航に関する国際条約の動向や国内法の整備状況、更には業界のニーズを踏まえた研究計画に基づく研究やプロジェクト研究の方針等について検討し実施する。

【指標】

- ・ 研究計画に基づき、期間中に延べ40件程度の独自研究を行う。
(前中期目標期間の研究件数：172件（見込）)

<指標の考え方>

- ・ 独自研究は、件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すことと、研究体制を見直すことから、次項のプロジェクト研究と併せ、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。

(2) 教育・訓練の質の向上に資する研究

学校施設及び練習船の有効活用を行うとともに、国内外のニーズや外部の知見を活用するため、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、受託研究・共同研究を実施する。また、新たな取組としてプロジェクト研究を立ち上げ、今後の教育・訓練の質の向上に資する研究、更には国や業界のニーズにも対応した研究を組織的に行う。

【指標】

- ・プロジェクト研究を期間中に延べ50件程度実施する。（新規設定）
- ・受託研究及び共同研究を期間中に延べ60件程度実施する。
（前中期目標期間の受託研究及び共同研究件数：69件（見込））

＜指標の考え方＞

- ・プロジェクト研究は、件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すことと、研究体制を見直すことから、前項の独自研究と併せ、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。
- ・受託研究及び共同研究は、件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すことから、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。

【困難度：高】

- ・受託研究及び共同研究については、海技教育や練習船での訓練についての研究テーマを扱う研究機関が少なく、研究委託者の開拓や委託者等との交渉成立により実施できるものであるため。

3. 成果の普及・活用促進

機構法第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用、船員の魅力や海事思想の普及等に取り組む。災害時において要請等を受けた場合は、可能な限り、練習船や学校を活用した支援等の活動を行う。

（1）海技教育の知見の普及・活用

機構職員の海技教育にかかる高度な知見を活かし、船舶運航に関する学術、技能及び航海訓練にかかる国際会議等に職員を派遣する。また、海事関連行政機関、国内外の教育機関、研究機関等からの要請により教育実習生・研修生を受け入れる。

【指標】

- ・海事関連行政機関、国内外の教育機関、研究機関等からの要請による研修生の受け入れは、期間中に1,025名程度受け入れ、船舶運航技術、海技教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。
（前中期目標期間の受入人数：941名（見込））
- ・船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家として派遣し、知見の活用と他国との連携を図るほか、関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として派遣するなど、期間中に延べ575名程度の職員を派遣する。
（前中期目標期間実績*：461名）

* 前中期目標期間実績：平成28年度から令和元年度までの派遣人数

<指標の考え方>

- ・研修生の受け入れは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においては実施困難である。感染症拡大の状況変化を的確に捉え、これを踏まえて評価することを前提に、前中期目標期間の実績値と目標水準を参考に前期間と同水準を維持する目標値を設定した。
- ・職員の派遣は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEB会議等で職員の参加が可能なことから、前中期目標期間の同水準以上を目指すとの考えに基づき、目標値を設定した。

(2) 研究成果の普及・活用

研究成果を教育・訓練に反映し、質の向上に努めるとともに、成果の普及について広く社会へ還元し、業界はもとより社会発展に貢献する。

【指標】

- ・研究成果について、期間中に5件程度の定期刊行物を発行する。
- ・機構が実施する研究発表会及び機構外で実施される研究発表会（学会発表・講演会）において、期間中に延べ90件程度の研究成果発表を行う。
（前中期目標期間の国際学会発表及び学術講演会の研究成果発表件数：85件（見込））
- ・機構内の査読付き論文及び国内外の学会等における査読付き論文を期間中に延べ20件程度発表する。
（前中期目標期間の査読付き学術論文発表件数：36件（見込））

<指標の考え方>

- ・定期刊行物の発行は年に1回程度の水準を目指すとの考えから、目標値を設定した。
- ・研究成果の発表件数は件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すこと、研究体制を見直すことや前中期目標期間の実績値を参考に、目標値を見直し設定した。
- ・査読付き論文発表件数は件数のみならず研究の成果やその質の向上を目指すこと、研究体制を見直すことや前中期目標期間の実績値を参考に、目標値を見直し設定した。

(3) 海事広報活動の促進及び人材の確保

次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるため、関係機関とも連携し、学校及び練習船を活用した更なる海事広報活動を推進する。ICTを有効活用して積極的に情報発信するなど、船員教育・訓練のプレゼンスの向上に努める。また、船員志向性の高い人材確保に向け、関係機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材を多方面から確保するよう努める。

【指標】

- ・ 関係機関との連携、学校施設及び練習船を活用した入学者募集のための広報活動を期間中に150 回以上実施する。

(前中期目標期間実績* : 130回)

- ・ 若年層の海・船への関心を高める海事広報活動の促進のためのイベント等への参加、学校・練習船の一般公開等を期間中に350 回程度実施する。

(前中期目標期間実績* : 364回)

* 前中期目標期間実績 : 平成28年度から令和元年度までの実施回数

<指標の考え方>

- ・ 入学者募集のための広報活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEBによる実施方法が確立されつつあることから、前中期目標期間の目標水準を維持するとの考えに基づき、目標値を設定した。
- ・ 海事広報活動の促進のための広報活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においては実施困難であるが、拡大の状況変化を的確に捉え、これを踏まえて評価することを前提に、前中期目標期間の目標水準に基づき、目標値を設定した。

(4) 国民・業界等からのニーズの把握とその対応

海運業界や船員教育機関等との意見交換会などを通じて、ニーズを的確に把握することにより、教育・研究内容の質を向上させる。また、ICTを活用した取組を積極的に実施する。

【指標】

- ・ 船員教育機関等との連絡会議を期間中5 回程度開催する。
- ・ 海運業界等との意見交換会・説明会等を期間中に375 回程度開催する。

(前中期目標期間実績* : 349回)

* 前中期目標期間実績 : 平成28年度から令和元年度までの実施回数

<指標の考え方>

- ・ 船員教育機関等との連絡会議は年に1 回程度開催するとの考えに基づき、目標値を設定した。
- ・ 海運業界等との意見交換会・説明会等は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEBによる実施方法が確立されつつあることから、前中期目標期間の目標水準を維持するとの考えに基づき、目標値を設定した。

(5) 災害支援等

船員養成を優先しつつも、災害発生等により支援要請があった場合、必要に応じ可能な範囲で機構が持つ施設・設備を活用し、協力するよう努める。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組

(1) 効率的な業務運営体制の確立

組織については、船員需要や少子化等による変化に対応しつつ、効率的かつ効果的な海技教育及び組織運営を継続するため、組織体制の再編と職員配置の見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。

(3) 調達方法の見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取組を推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。また、一般競争入札を原則としつつも、会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

(4) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については毎年度公表する。

2. 業務運営の情報化・電子化の取組

法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化（ICTの利活用により事務手続の簡素化・迅速化、クラウド化）に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。

災害時等に業務を継続できるようにするため、リモートワーク体制の確立を図る。

情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等を通じて適切に対応するものとする。

第5 財務内容の改善に関する事項

1. 中期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

2. 自己収入の確保

受益者負担の拡大として、授業料を含め関係者からの収入の引き上げを図り、養成定員や受講者数等の増員による増収を目指すとともに、帆船等練習船の寄港要請にかかる要請元からの負担金収入の拡大など、更なる自己収入源を検討し、確保に取り組む。

3. 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、その必要性について不断の見直しを行う。

4. 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

練習船においては、国際条約改正や技術革新に対応した航海訓練の実施、その他効率的な業務運営のために帆船を汽船に更新することも含め、船隊規模について検討する。

2. 人事に関する計画

高い専門性と指導性を備えた優秀な学校教員、練習船教官を戦略的に確保・育成するため、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、総合的な取組を進める。取組の内容として、新卒採用において、教員及び教官の共通採用を引き続き実施するとともに、教員と教官、更に

は練習船部員を交え、多様なキャリアアップ形成について検討し実施する。また、優秀な職員の採用や離職者の減少のためには良好な職場環境の形成が不可欠であることから、「職員の働き方改革」をテーマに業務等の問題点を整理した上で、その結果を踏まえて改善に取り組む。さらに、採用ソースの拡大、離職者減、中途採用・再雇用の推進、女性活躍推進等について更に検討を進め、改善に取り組む。

令和2年3月に発生した教員の不祥事事案を受け、第三者委員会からの提言を踏まえた新たな対応を実施する。

【指標】

- ・ 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に235名以上の人事交流を行う。
(前中期目標期間実績* : 277人)
- ・ 期間中延べ2,200名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。
(前中期目標期間実績* : 1764人)
- * 前中期目標期間実績 : 平成28年度から令和元年度までの延べ人数

<指標の考え方>

- ・ 人事交流は、実績値から新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施が不確定な海運会社からの人数を控除した値を参考に、前中期目標期間の目標水準を見直し、目標値を設定した。
- ・ 職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においてもWEBによる実施方法が確立されつつあることから、前中期目標期間の目標水準以上を目指すとの考えに基づき、目標値を設定した。

3. 内部統制の充実・強化

機構は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成27年4月1日施行)に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、内部統制の一層の充実・強化を図るため、機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化を行い、毎年度「内部統制の推進に関する取組方針」を策定し、これに基づき実施する。特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。

一方で、前中期目標期間に起きた各種不祥事事案を受け止め、適切な業務運営のためにコンプライアンスの更なる徹底等、内部統制の強化を図る。理事長の強いリーダーシップのもと、内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取組を更に進めるとともに、監査結果を業務運営により適切に反映させる体制を整備することにより、内部統制システムの充実を図る。また、本部と現場、教員・教官同士の連携強化、安全管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築を進めることで、不祥事事案に対する信頼の回復に取り組む。

【指標】

- ・ 期間内の重大事故発生件数0件を目指す。

4. 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、リモートワーク時のセキュリティの強化を図る。